民間の自主的な取組として、市場で販売する無線設備の外箱パッケージ等に、電波法に定める「著しく微弱な無線局」の基準を満たしている微弱無線設備であることを証明するマークを表示する取組が行われています。

## ① ELPマーク



全国自動車用品工業会(JAAMA)が平成27年6月より、電波環境協議会(EMCC)が平成28年6月より開始した微弱無線設備登録制度<sup>(※1)</sup>に基づき基準を満たした製品に表示されるマーク

- (※1) ELPマークの登録制度については以下を参照ください。
  - 〇全国自動車用品工業会(JAAMA) 「微弱無線設備登録制度」

https://www.jaama.gr.jp/bijaku/index.html

〇電波環境協議会(EMCC) 「微弱無線設備登録制度」 https://emcc-info.net/elp/index.html

## ② 性能証明ラベル (※2)



一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター(TELEC)が測定を実施し、電波法令で規定している条件に適合していた場合に、免許を要しない無線局である事を証明した製品に表示されるマーク

- (※2) TELEC 性能証明ラベルについては以下を参照ください。
  - 〇一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター (TELEC) 「微弱無線設備の性能証明」

https://www.telec.or.jp/services/examination/weak\_radio\_equipment.html